

南阿蘇村移住促進住宅補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、村内への移住をしようとする者に対し、住宅の新築等にかかる費用を補助することによって、定住の促進、村内の児童数確保、少子化の防止及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 村外に住所を有する者が、南阿蘇村に住民登録し、居住することをいう。
- (2) 定住 5年を超える期間継続して村に住民登録し、居住することをいう。
- (3) 住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物であつて、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以上を有するものをいう。
- (4) 新築 新たに自己の居住の用に供するために住宅を建築することをいう。
- (5) 新築住宅 建設工事の完了後1年以内かつ人の住んだことのない住宅をいう。
- (6) 中古住宅 建設工事の竣工から1年を超えている、又は、既に人の住んだことがある住宅をいう。

(交付対象者)

第3条 南阿蘇村移住促進住宅補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 移住及び定住する意思を持つ者で、交付申請時において村外に住所を有しており、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 村内に住宅を新築し、又は村内の新築住宅を購入し、交付決定後に当該住宅に住民登録し、居住するものであること。
 - イ 村内の中古住宅を取得し、交付決定後に当該住宅に住民登録し、居住するものであること。
- (2) 住宅の世帯員のいずれもが市町村税等を滞納していないこと。
- (3) 交付申請の日の属する年度の4月1日時点において44歳以下である者。ただし、中学生以下の扶養親族を有する場合は、この限りではない。
- (4) 申請者及び世帯員のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 過去にこの告示による補助金の交付を受けた者でないこと。
- (6) 第7条に規定する実績報告の日から5年以上継続して、当該住宅に住民登録し、かつ、居住することを誓約する者であること。

2 前項の規定にかかわらず、この告示の目的を達成するために特別な事情があると村

長が認める場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 前条第1項第1号に規定する者が、住宅を新築、又は新築住宅を購入した場合は100万円とし、中古住宅を購入した場合は50万円とする。
- (2) 前条第1項第1号に規定する者が、同居する中学生以下の扶養親族を有する場合は、1人当たり20万円を加算する。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、南阿蘇村移住促進住宅補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 住民票の写し(現在の住所地の世帯全員の続柄記載のもの)
- (3) 当該住宅に係る工事請負契約書、又は売買契約書の写し
- (4) 当該家屋の図面
- (5) 当該土地の位置図、案内図等
- (6) 納税義務のある申請者及び世帯員全員に市町村税等の滞納がないことの証明書
- (7) その他村長が必要と認めるもの

2 補助金の交付申請は、住宅の新築工事又は購入に係る契約を締結した日から、当該住宅の引渡しを受ける日の前日までの間に行わなければならない。ただし、当該契約の日が令和8年4月1日前である場合は、補助金の対象外とする。

(交付決定等)

第6条 村長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、遅滞なくその内容を審査し、補助の要件に適合すると認めたときは、補助金の額を決定し、申請者に対して南阿蘇村移住促進住宅補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 村長は、前項の規定に基づく審査の結果、補助の要件に適合しないと認めたときは、その理由を付して南阿蘇村移住促進住宅補助金交付却下通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 村長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、補助金の交付を決定するに当たり条件を付することができる。

(請求及び実績報告)

第7条 前条第1項の規定による補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該住宅への住民登録を完了し、かつ、住宅の代金の支払いを完了したとき(以下「完了日」という。)は速やかに、又は完了日の属する年度の翌年度の4月10日までに、南阿蘇村移住促進住宅補助金交付請求書兼実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票(南阿蘇村が発行したもの)

- (2) 代金の支払いを証明できる書類（領収書又はこれに準ずるものの写し）
- (3) 住宅の登記事項証明書の写し（建物分）
- (4) 当該住宅の写真（外観及び内観）
- (5) その他村長が必要と認めるもの

（交付の取消し及び返還）

第8条 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条第1項第6号の規定に反し、第7条に規定する実績報告の日から5年以内に、当該住宅から転出したとき、又は居住しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が補助金の交付を不相当であると認めたとき。

2 村長は、補助金の全部又は一部を取り消したときは、南阿蘇村移住促進住宅補助金交付取消通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた補助対象者は、当該補助金を速やかに返還しなければならない。

4 前3項において、村長が特にやむを得ない事情等があると認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

（調査等）

第9条 村長は、適正な補助金の交付を行うために必要があると認めたときは、補助対象者に対し必要な報告を求め、又は職員に必要な調査をさせることができるものとし、補助対象者はこれに協力しなければならない。

2 前項の権限の行使は、必要な限度の範囲内で行わなければならない。

（雑則）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和8年度に補助金の交付申請を行う者に係る第3条第1項第1号及び第5条第2項の規定の適用については、施行日から令和8年9月30日までの間に申請を行う場合に限り、第3条第1項第1号中「交付申請時において村外に住所を有しており」とあるのは「令和8年4月1日において村外に住所を有しており」と、第5条第2項中「引渡しを受ける日の前日までの間」とあるのは「引渡しを受けた後」と読み替えるものとする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

南阿蘇村長 様

申請者 住所
氏名 印
(電話番号)

南阿蘇村移住促進住宅補助金交付申請書

南阿蘇村移住促進住宅補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 住所地 南阿蘇村大字 番地
- 2 住宅の種類、床面積及び新築（購入）日
種類 専用住宅 ・ 併用住宅
床面積 1階 平方メートル
2階 平方メートル 計 平方メートル
住宅の新築（購入）完了の予定日 令和 年 月 日
- 3 転入予定日 令和 年 月 日
- 4 中学生以下の同居する扶養親族の人数 人
- 5 契約締結日 令和 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 誓約書（様式第2号）
 - (2) 住民票の写し（現在の住所地の世帯全員の続柄記載のもの）
 - (3) 当該住宅に係る工事請負契約書、又は売買契約書の写し
 - (4) 当該家屋の図面
 - (5) 当該土地の位置図、案内図等
 - (6) 納税義務のある申請者及び世帯員全員に市町村税等の滞納がないことの証明書
 - (7) その他村長が必要と認めるもの

様式第2号（第5条関係）

誓 約 書

年 月 日

南阿蘇村長 様

申請者 住所
氏名 印
(電話番号)

私は、南阿蘇村移住促進住宅補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に準じ、移住若しくは定住する意思をもって居住することを誓約します。

なお、5年未満で村外に転出する場合、要綱第8条第1項の規定による返還命令に従い、既に交付を受けた補助金を速やかに返還します。

また、補助金の交付後5年にわたり、交付要件に関する現況について、報告又は調査をおこなうことに同意します。

第 年 月 日 号

申請者
氏名 様

南阿蘇村長 印

南阿蘇村移住促進住宅補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請の南阿蘇村移住促進住宅補助金については、下記のとおり決定したので、南阿蘇村移住促進住宅補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

内訳

要綱第4条第1号の規定による補助金	金	円
要綱第4条第2号の規定による補助金	金	円

2 交付の時期

3 交付の条件

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

申請者
氏名 様

南阿蘇村長 印

南阿蘇村移住促進住宅補助金交付却下通知書

年 月 日付けで申請の南阿蘇村移住促進住宅補助金については、却下することを決定したので、南阿蘇村移住促進住宅補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条第2項の規定により通知します。

却下の理由

要綱第3条第 号非該当

年 月 日

南阿蘇村長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

南阿蘇村移住促進住宅補助金交付請求書兼実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった南阿蘇村移住促進住宅補助金について、住宅の代金支払い及び住民登録を完了したので、関係書類を添えて実績報告します。

よって、補助金を交付されるよう、南阿蘇村移住促進住宅補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

1 交付請求額 金 円

2 添付書類

- (1) 世帯全員の住民票（南阿蘇村が発行したもの）
- (2) 代金の支払いを証明できる書類（領収書又はこれに準ずるものの写し）
- (3) 住宅の登記事項証明書の写し（建物分）
- (4) 当該住宅の写真（外観及び内観）
- (5) その他村長が必要と認めるもの

3 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本店・支店
預貯金種別		
口座番号		
ふりがな		
口座名義		

※交付決定を受けた者以外の名義の口座に振り込むことはできません。

申請者
氏名 様

南阿蘇村長 印

南阿蘇村移住促進住宅補助金交付取消通知書

年 月 日付で交付決定した南阿蘇村移住促進住宅補助金については、南阿蘇村移住促進住宅補助金交付要綱第8条第1項の規定により取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 取消しの理由

2 補助金交付決定額 金 円

3 補助金取消額 金 円
（うち要返還額 金 円）
（うち要免除額 金 円）

4 返還の期限 年 月 日